2019 年 10 月 23 日

# 【商標】審決・判決のご紹介

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

◆平成２９年(行ケ)第１０２０７号(2019/3/26)

商標法 4 条 1 項 15 号の適用について

＜判決の概要＞

（1） 原告被告の商標

| | 原告商標（引用商標） | 被告商標（本件商標） |
|---|---|---|
| 商標 | | |
| 登録番号 | 第 4637003 号 | 第 5392944 号 |
| 出願日 | 2002/4/24 | 2008/4/12 |
| 登録日 | 2003/1/17 | 2011/2/25 |
| 商品区分<br>指定商品 | 第２５類　被服，ガーター，靴下止め，ズボンつり，バンド，ベルト，履物，仮装用衣服，運動用特殊衣服，運動用特殊靴 | 第２５類　Ｔシャツ，帽子 |

（2） 被告商標に関する原告と被告の争いの経緯

①原告は被告に対し異議申立（2011-900192）を行ったが、4 条 1 項 15 号非該当で維持決定。

②原告は被告に対し無効審判（2016-890015）を請求したが、4 条 1 項 7 号、11 号、15 号非該当で棄却審決。

③本裁判は同審決に対する取消訴訟。

＊参考までに、原告と被告の間で争われた裁判で、本判決と同日の判決日のものを以下に示す。

本判決を含めこれら５件の裁判は、知財高裁２部の担当、無効審判の維持審決に対する審決取消訴訟、判決日は 2019 年 3 月 26 日である。

なお、平成 29（行ケ）10203 のみ、原告の主張している無効理由は 4 条 1 項 7 号のみである。この理由は審判請求日 2016 年 2 月 25 日（ちなみに、他の４件の無効審判も同日）には、すでに対象商標の登録・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(全 6 ページ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

※こちらの資料の詳細版をご希望の方はお気軽にご連絡ください。

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT ＆ TRADEMARK
大阪法務部長 ：八谷　晃典（大阪本部在籍）
東京法務部　 ：森山　浩　 （東京本部在籍）
TEL（大阪）：０６－６３５１－４３８４（代表）
TEL（東京）：０３－３４３３－５８１０（代表）
E-Mail　：ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】
当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】
本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT ＆ TRADEMARK,　All rights reserved.